

○京都府立大学国際センター規程

(平成29年京都府立大学規程第4号)

(趣旨)

第1条 この規程は、京都府立大学学則（平成20年京都府立大学学則第1号）第10条の規定により、京都府立大学国際センター（以下「センター」という。）に関し必要な事項を定める。

(目的)

第2条 センターは、本学における海外との学術交流、留学生の受入、海外留学の促進等国際化の取組を支援するとともに、本学の国際化の推進に資する企画・立案を行う。

(所掌事項)

第3条 センターは、次の各号に掲げる事項を所掌するとともに、学長の求めに応じ、国際化の推進に資する諸施策の検討等を行うものとする。

- (1) 国際化の基本方針及び計画に関する事項
- (2) 外国の大学・研究機関等との学術交流協定等の締結に関する事項
- (3) 外国の大学・研究機関等との教職員及び学生の交流に関する事項
- (4) 外国の大学・研究機関等との情報交換に関する事項
- (5) 外国人留学生の受入の促進及び修学等の支援に関する事項
- (6) 日本人学生の海外留学の促進及び修学等の支援に関する事項
- (7) その他国際化の推進に関する事項

(組織)

第4条 センターは、次に掲げる者をもって組織する。

- (1) センター長
 - (2) 副センター長
 - (3) 文学部、公共政策学部及び生命環境科学研究科から選出された各1名の国際交流推進コーディネーター
 - (4) 企画・地域連携課長及び学務課長
- 2 センター長は、学長が任命する。
 - 3 センター長は、センターの業務を総括する。
 - 4 副センター長は、センター長の指名により学長が任命する。
 - 5 副センター長は、センター長を補佐し、センター長に事故があるときは、その職務を代行する。
 - 6 第1項第3号に掲げる者は、所属学部又は研究科の長が、国際化の推進に意

欲がある者又は国際交流の実績がある者等を内申し、学長が任命する。

7 その他、センター長が学長の了承を得て、必要と認めた者を置くことができる。

(任期)

第5条 前条第1項第1号から第4号までに定める者の任期は、2年とする。ただし、再任を妨げない。

2 補欠の者の任期は、前任者の残任期間とする。

(部会)

第6条 第3条に規定する事項を推進するため、センター内組織として「学術交流部会」と「学生交流部会」を置く。

2 それぞれの部会には、業務を処理するための事務職員を置き、当面は企画課及び学務課の職員をもって充てる。

(運営委員会)

第7条 センターの運営及び業務の推進に関する事項を協議するため、センター長は国際センター運営委員会（以下「運営委員会」という。）を開催するものとする。

2 運営委員会は第4条第1項第1号から第4号までに掲げる者をもって構成し、センター長が必要と認めるときは、それ以外の者を参加させることができる。

(雑則)

第8条 この規程に定めるもののほか、センターの運営に関し必要な事項は、センター長が別に定める。

附 則

1 この規程は、平成29年7月1日から施行する。

2 第5条第1項の規定に関わらず、第4条第1項第1号から第4号までに定める当初に任命された者の任期は、平成30年3月末までとする。

3 「国際交流委員会規程」（平成20年京都府立大学規程第22号）は廃止する。

附 則

この規程は、令和3年4月1日から施行する。